

【大阪府】（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市、吹田市及び茨木市 以外）

（１）一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの２／３以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

（２）表示方法等の制限区域における基準

次の沿線（両側500m以内）では、道路等からの後退距離や大きさ、高さなどの制限があります。
掲出場所によって規制内容が異なりますのでご注意ください。

① 名神高速道路など23路線沿線 【路線型表示制限区域】

23路線の指定は次のとおりです。

府県間高速道路等の重要路線（9路線）	名神高速道路	
	西名阪道路	松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。
	阪和自動車道	堺市界から和歌山県界までに限る。
	一般国道1号（第二京阪道路）	府道大阪中央環状線との門真市大字葺島における交点から京都府界までに限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路箕面山田線及び都市計画道路山田摂津線の部分に限る。
	府道南千里茨木停車場線	府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。
	府道茨木摂津線	一般国道171号との交点から終点までに限る。
	府道箕面摂津線	都市計画道路大阪中央環状線との交点から府道南千里茨木停車場線との交点までに限る。
	東海道新幹線	
一般の表示制限路線（13路線）	中国縦貫自動車道	中国池田インターチェンジから兵庫県界までに限る。
	一般国道1号（第二京阪道路を除く）	大阪市界から府道大阪中央環状線との守口市大日町における交点まで及び府道大阪中央環状線との門真市大字葺島における交点から京都府界までを除く。
	一般国道171号	兵庫県界から池田市界まで及び府道茨木亀岡線との交点から高槻市宮野町と天王町の町界までを除く。
	一般国道423号	都市計画道路御堂筋線の部分に限る。
	一般国道26号	
	一般国道170号	大阪外環状線の部分に限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。
	府道大阪高槻線	一般国道171号との交点から芥川との交点までを除く。
	府道大阪生駒線	大阪市界から西日本旅客鉄道株式会社片町線との交点までを除く。
	府道岸和田牛滝山貝塚線	一般国道26号との交点から府道春木岸和田線「岸和田市稲葉町362-3」との交点までに限る。
	府道泉大津美原線	都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。
	東海道本線	
	阪急電鉄京都線	
	住宅密集地等通過路線	阪神高速道路
		大阪池田線・守口線・東大阪線・松原線（湾岸線を除く。）

この23路線の沿線では、用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 （・市街化調整区域）
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域

地域区分	路線区分	形式		自家用以外の広告物				自家用広告物	
				道路からの距離				道路からの距離	
				-50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満	-500m未満	
制限緩和区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左	
			よこ	建物の幅の範囲内					
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左	
			よこ	建物の幅の範囲内					
		その他の 広告物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）					
一般制限区域	① 住宅密集地等通過路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積		30㎡以内		40㎡以内		大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）				
	② 一般の表示制限 路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積		30㎡以内		40㎡以内		大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ		5m以内 （広告塔は15m以内）				
	③ 府県間高速道路等の重要路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
壁面 広告物		たて		建物の高さの範囲内			同左		
		よこ		建物の幅の範囲内					
その他の 広告物等		表示面積	掲出できません	7㎡以内		7㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
		地上からの高さ		5m以内 （広告塔は15m以内）					
重点制限区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて		建物の高さの1/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの1/2以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積	掲出できません	7㎡以内		7㎡以内		大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ		5m以内 （広告塔は15m以内）				

※ は、通常の許可基準と同じ基準

② 阪神高速湾岸線、関西空港自動車道の沿線 【路線型表示制限区域】

これらの路線は、各都心部と空港を結ぶ主要なアクセスであり、他の路線沿線とは異なった制限が定められています。道路からの距離が200m未満の区域では、自家用以外の広告物が掲出できません。

地域区分	形式		自家用以外の広告物		7㎡を超える自家用広告物	
			道路等からの距離		道路等からの距離	
			-200m未満	200m以上500m未満	-200m未満	200m以上500m未満
工業系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	同左	*
		よこ		建物の幅の範囲内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	同左	*
		よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等	表示面積		取付壁面の1/3以内	30㎡以内	*
		表示面積		40㎡以内		
商業系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	同左	
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		1表示面積40㎡以内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	同左	
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積	掲出できません	取付壁面の1/3以内 1壁面につき40㎡以内		
その他の広告物等	表示面積	40㎡以内		30㎡以内		
	地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）		同左		
住居系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	掲出できません	
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		1表示面積40㎡以内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内		
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		取付壁面の1/3以内 1壁面につき40㎡以内		
その他の広告物等	表示面積		40㎡以内			
	地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）				

自家用以外の広告物（道路からの距離200m以上500m未満欄）に同

*：道路からの距離200m未満での工業系区域の表示内容は、「自己の氏名、名称、社章、商標」に限る。

住居系地域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域
商業系地域	・準工業地域 ・商業地域 ・近隣商業地域
工業系地域	・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域

③ 大阪府景観計画区域のうち、淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。

なお、この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。

（ただし、府道大阪生駒線、東海道本線（北摂山系区域に限る）、阪神高速道路大阪池田線、国道423号、名神高速道路（島本町区域）、阪和自動車道、国道26号（第二阪和国道部分）、西名阪道路、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は、5m以内（広告塔は15m以内）	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域

④ 大阪府景観計画区域のうち、大阪湾岸区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。
（ただし、阪神高速道路湾岸線、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて よこ	建物高さの2/3以内 建物の幅の範囲内	同左
	壁面広告物	たて よこ	建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて よこ	建物高さの1/3以内 建物の幅の範囲内	同左
	壁面広告物	たて よこ	建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等	表示面積 地上からの高さ	市街化区域は、20㎡以内、1面10㎡以内 市街化調整区域は、7㎡以内 5m以内 (広告塔は15m以内)	大きさ・高さの規定なし
重点制限区域	屋上広告物	たて よこ	建物高さの1/3以内 建物の幅の範囲内	同左
	壁面広告物	たて よこ	建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内	同左
	その他の広告物等	表示面積 地上からの高さ	7㎡以内 5m以内 (広告塔は15m以内)	大きさ・高さの規定なし

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域

⑤ 古墳周辺区域【面型表示制限区域】

非 自 家 用 広 告 物	古墳周辺一般区域・古墳周辺特別区域 共通			
	屋外広告物 壁面・突出広告物 自立広告物		掲出禁止	
自 家 用 広 告 物	古墳周辺一般区域			
	用途地域		住居系地域	
	種類		商業系地域 (商業地域・近隣商業地域)	
	屋外広告物		掲出禁止	
	壁面・ 突出 広告物	大きさ	広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり10㎡以内 ・壁面の高さ・幅以内	広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり：＜規制無し＞ ・壁面の高さ・幅以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	＜規制なし＞
	自立 広告物	大きさ	広告面の面積 ・1面の面積5㎡以内 ・1敷地あたり10㎡以内	広告面の面積 ・1面の面積10㎡以内 ・1敷地あたり20㎡以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	地上から最上端までの高：10m以内
	個数		広告塔は1敷地あたり2個以内	
	古墳周辺特別区域			
	屋上広告物		掲出禁止	
	壁面・突出広告物		「古墳周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、1敷地あたり広告面の面積7㎡以内（許可手続不要）	
	自立広告物		(壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積)	

※1敷地あたりの広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。

⑥ 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電 柱 を 利 用 す る 広 告 物 等		停留所標識を 利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大 き さ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内 ・横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内 ・横 0.5 m以内	・縦 1.5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0.45 m以内 ・横 0.45 m以内
掲 出 位 置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上（歩道上3.0 m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲 出 数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）	2面以内 （進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色 彩 等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 ＊①②とも看板の場合に限っての制限		

【大阪市】

建物にとりつける広告物			電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上広告塔及び屋上広告板	電柱に巻き付けるもの	柱から突出して取付けるもの
(1) 壁面の端から突出しないこと。 (2) 窓又は開口部をふさがないこと。 (3) 表示面積は取付面の1/3以下	(1) 道路上への突出幅 (イ) 歩車道区別のない道路の場合 1.0m以内 (ロ) 歩車道区別のある道路で歩道幅4m未満の場合 1.0m以内、歩道幅4m以上の場合 1.5m以内とすること。 (2) 路面から広告物下端までの高さ 車道上の場合 4.5m以上 歩道上の場合 2.5m以上とすること。 (3) 広告物上端は取付壁面の高さを超えないこと。 (参考) 道路占用許可基準あり	(1) 広告物の高さは、設置する箇所における建築物の高さの2/3以下とすること。 (2) 屋上側端から後退した位置に設置すること。 (3) 木造建築物の屋上には設置しないこと。	(1) 道路路面から広告物下端までの高さは1.2m以上とすること。 (2) 広告物の大きさは、縦1.5m以下とすること。 (3) 電柱1本につき1個に限る。 (参考) 道路占用許可基準あり	(1) 大きさ (イ) 縦1.2m以下、横0.45m以下とし、電柱と取付け部分の間隔は0.15m以下とすること。 (ロ) 掲出位置は歩車道の区別のある道路では電柱の歩道側、歩車道の区別のない道路では道路の中央側。 (2) 電柱1本につき1個に限る。 (参考) 道路占用許可基準あり
※地域によっては、重点届出区域・広告物景観形成地区など別途基準あり。				

地上にとりつける広告物		道路沿線の広告				自家広告の除外基準
広告板	広告塔	沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	
(1) 地上から5m以下とすること。	(1) 広告物の高さは、地上20m以下とすること。ただし、住居系地域においては、10m以下とすること。	(1) 阪神高速道路全域。		(1) 両側50mの範囲内で路面高以上路面から15m以下禁止		表示面積各 7 ㎡以下
※地域によっては、広告物景観形成地区など別途基準あり。						

【堺市】

区分	第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域	広告景観特別地区 (百舌鳥古墳群周辺地域)	
					百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区
用途地域	第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（南部丘陵地域を除く）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨海部を除く）	工業専用地域（臨海部に限る）	市街化調整区域（南部丘陵地域に限る）	第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	近隣商業地域、商業地域
壁面広告物	・面積 取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	同左	同左	・面積 取付壁面につき30㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・取付壁面につき4個以内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	・面積 1敷地につき10㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内、かつ、地上から最上端までの高さが6m以内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。 ・非自家用広告物は掲出不可	・面積 取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。 ・非自家用広告物は掲出不可
屋上広告物	・面積 1表示面積30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内 ・縦 建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・面積 1表示面積40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内 ・縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・掲出不可	・掲出不可	・掲出不可

自立広告物	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、 総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ただし、非家用 用広告物及び広 告板については4 m以内	・面積 1表示面積20㎡以内、かつ、 総面積40㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで15m以内 ただし、非家用 用広告物及び広 告板については4 m以内	・高さ 地上から最上端まで15m以内	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、 総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ただし、非家用 用広告物及び広 告板については4 m以内	・面積 1表示面積5㎡以内、かつ、 総面積10㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで6m以内 ・掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 ・非家用用広告物は掲出不可	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、 総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ・掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 ・非家用用広告物は掲出不可
-------	---	---	--	---	---	---

電柱広告		停留所標識を利用する広告物	バス停留所上屋を利用する広告物	消火栓標識を利用する広告物	道路沿道の広告	自家用広告の除外基準
巻きつけて取り付けるもの	突き出して取り付けるもの					
・縦 1. 50m以内 ・横 電柱の円周の範囲内 ・地上から最下端までの距離 1. 20m以上 ・電柱1本につき1個 ・道路標識を掲出している電柱には掲出不可 ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。 ・はり紙、はり札及び立て看板は、掲出不可 ・地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・蛍光塗料以外の塗料を用いること。	・縦 1. 20m以内 ・横 0. 45m以内 ・地上から最下端までの距離 4. 50m以上 ただし、歩道上については2. 50m以上 ・電柱1本につき1個 ・電柱との間隔 0. 15m以内 ・地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・蛍光塗料以外の塗料を用いること。	・2面以内 (進行 車両の非対向面及び歩道側面に限る。) ・縦 0. 60m以内 ・横 0. 45m以内 ・地色が赤色、黄色その他これに類する色以外の色 (看板の場合に限る。) ・蛍光塗料以外の塗料 (看板の場合に限る。)	・上屋1基当たり2面以内 - ただし、運転者に訴求するものとならない場合については、4面以内 ・1表示面 2㎡以内 - ただし、バス停留所名等の表示は除く。 ・上屋の幅及び高さの範囲内 ・上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外 ・動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しない。	・縦 0. 40m以内 ・横 0. 80m以内 ・地上から最下端までの距離 4. 50m以上 - ただし、歩道上については 2. 50m以上	・沿道禁止区域 指定道路の路端から両側 100m未満の区域 ・非家用用広告物は掲出不可	・表示面積 合計7㎡以下

【豊中市】

（１）一般基準

1. 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いてはならない。
2. 光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用してはならない。
(第1種中高層住居専用地域内、第2種中高層住居専用地域内に限る)

（２）許可の基準一覧

- ・重点制限区域：第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である区域
- ・一般制限区域：重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
- ・制限緩和区域：商業地域及び近隣商業地域である区域

	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
屋上広告物 (建造物の屋上等を 利用して表示し、又 は設置する広告物又 は掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の10分の1以 内	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの3分の2以内 横：建造物の幅の範囲内
壁面広告物 (建造物の壁面を利用 して表示し、又は 設置する広告物又は 掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき30㎡以内	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき50㎡以内	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内
突出広告物	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から 1. 0m以内 ・道路上への突出しがないこと ・掲出個数：1建造物につき 2個以内	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から 1. 0m以内 ・道路上への突出しがないこと	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から 1. 5m以内 ・道路上への突出し幅は1.0m以内 ・地上から最下端までの距離： 車道上：4. 5m以上 歩道上：2. 5m以上
地上広告物	地上から最上端までの距離： 10m以内 表示面積の合計：20㎡以内	地上から最上端までの距離： 15m以内 表示面積の合計：40㎡以内	地上から最上端までの距離： 15m以内 表示面積の合計：50㎡以内
工作物（建築物は除く）、塀・柵に設けるもの	縦：工作物等の高さの2分の1以内 表示面積：表示される面の面積 の10分の1以内	縦：工作物等の高さの2分の1以内	縦：工作物等の高さの範囲内

電柱にとりつける広告物	
柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱 又は電話柱には、掲出して はならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周 の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 1.2m以内 ・横 0.45m以内
地上から最下端までの距離1.2m 以上	地上から最下端までの距離4.5m以 上（歩道上は3.0m以上） 電柱又は電話柱との間隔0.15m以内
地色は、白色又は白色以外の色 で彩度が3以下のもの	地色は、白色又は白色以外の色で彩 度が3以下のもの
蛍光塗料等以外の材料	蛍光塗料等以外の材料
停留所標識を利用する広告物	
縦 0.45m以内、横 0.45m以内 (道路の進行方向に掲出しないこと) 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色の他、類する色以外の色 蛍光塗料等以外の材料	

電車	
1車両当りの表示面積：8.0㎡未満	
	・車体各面の表示面積：4.0㎡以内 窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く)
上記以外	市長が別に定める基準に適合するも のであること
路線バス	
1車両当りの表示面積：4.0㎡未満	
	・側面：1.5㎡以内/1面 ・後面：1.0㎡以内 ・各面掲出数：1面につき2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしく ないこと
上記以外	市長が別に定める基準に適合するも のであること
広告宣伝車	
消防車・救急車と紛らわしくないこと	

【高槻市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる (上記以外) ・縦 壁面の高さの範囲内 ・横 壁面の幅の範囲内		市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる (上記以外) ・縦 建造物の高さの2/3以内 ・横 建造物の幅の範囲内	同左	(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱 1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 2.0m以内 ・横 0.5m以内 大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあっては 縦 1.2m以内 横 0.45m以内
				地上から最下端までの距離1.9m以上 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの けい光塗料以外の塗料	地上から最下端までの距離4.5m以上 電柱又は電話柱との間隔0.15m以内 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの けい光塗料以外の塗料
				停留所標識を利用する広告物 2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m以内、横 0.45m以内 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 けい光塗料以外の塗料	

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告の除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
		道路及び鉄道並びにこれらに接続する地域で市長が指定する区域にあるもの (両側から500mまでの地域のうち、これから展望できる範囲にある区域) ・名神高速道路 ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線	用途地域及び設置建造物によって区分あり	・名神高速道路, ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線 から両側500mまでの地域	・鉄筋コンクリート造等耐火構造建造物に表示する広告物以外の広告物 【その他の広告物】の場合、地上からの高さ5m以内(広告塔は15m以内) ・相互間距離の規定はありません	表示面積7㎡以下

【枚方市】

（１）一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

（２）表示方法等の制限区域における基準

① 【道路軸制限区域】

枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（道路景観軸）」の「国道1号・170号沿道区域」及び「第二京阪道路沿道区域」における表示方法等の制限

用途地域により、制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。

区域	形式	自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内
制限緩和区域	その他の 広告物等	表示面積	30㎡以内
		地上からの高さ	10m以内
一般制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内
一般制限区域	その他の 広告物等	表示面積	大きき・高さの規定なし
		地上からの高さ	大きき・高さの規定なし
重点制限区域	屋上 広告物	たて	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて	建物の高さの1/2以内
		よこ	建物の幅の範囲内
重点制限区域	その他の 広告物等	表示面積	大きき・高さの規定なし
		地上からの高さ	大きき・高さの規定なし

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

② 【河川軸制限区域・東部制限区域】 枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（河川景観軸）」の「淀川沿岸区域」、「天野川沿岸区域」、「穂谷川沿岸区域」及び「景観形成区域（東部景観区域）」における表示方法等の制限

これらの区域には、周囲の景観に調和させることと併せて、用途地域により制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。なお、この規制は道路軸制限区域にはかかりません。

区域	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	河川軸制限区域で一部禁止	たて 建物の高さの2/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
一般制限区域	その他の広告物等		地上からの高さ 大きさ・高さの規定なし	同左
	屋上広告物		たて 建物の高さの1/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
重点制限区域	その他の広告物等		表示面積 30㎡以内（東部制限区域の市街化調整区域は、7㎡以内）	大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ 10m以内（東部制限区域の市街化調整区域は、5m以内）	
	屋上広告物		たて 建物の高さの1/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		表示面積 7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ 10m以内	

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

③ 特定区域（枚方市駅の周辺の区域）

河川軸制限区域内の枚方市駅の周辺における区域の制限
（令和4年4月27日までに表示・設置工事が完了しているものを除く。）

区分		面積	掲出位置
屋上広告物	自家用 広告物		地上から最上端までの距離は15メートル以内 ただし、鉄道駅等の名称等については、既存の広告物の最上端より上部には設置しないこと。
	非自家用 広告物	7㎡以内	地上から最上端までの距離は15メートル以内
屋上広告物以外 （非自家用広告物）		7㎡以内	

④ 景観重点区域（枚方宿地区）

景観重点区域は、枚方市景観計画において、良好な景観を形成する上で特に重要な区域とされ、枚方宿地区では、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な景観の保全等を図る区域としています。

河川軸制限区域における大きさ等の基準に適合するとともに、歴史的景観と調和等を図るために下記の基準に適合するよう努めることとしています。

枚方宿地区のゾーン区分	色彩の基準	デジタルサイネージの基準
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】	以下の彩度を超える色の面積を、各表示面の2/3を超える色彩を使用しないこと。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10 ・Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・その他の色相の場合、彩度6	光量、点滅の速度等は歴史的な景観を損なわないものとする。
【歴史的環境整備ゾーン】 （街道沿い）	ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラスその他自然素材の場合を除く。	電光による表示をしないこと。

※ 景観重点区域（枚方宿地区）で、市が定める条件に該当する広告物等を新たに表示・設置する許可を受けようとする場合及び広告物等を変更等する場合は、その許可の申請をするまでに事前協議が必要になります。なお、広告物等の変更のない継続許可の場合、事前協議は不要です。

⑤ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止地域等内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電 柱 を 利 用 す る 広 告 物 等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内 ・横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内 ・横 0.5 m以内	・縦 1.5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0.45 m以内 ・横 0.45 m以内
掲出位置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上（歩道上 3.0 m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）	2面以内 （進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		

【八尾市】

(1) 一般基準

屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内
	よこ	建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて	建物高さの範囲内
	よこ	建物の幅の範囲内

(2) 表示方法等の制限区域における基準

① 水路軸制限区域（玉串川・長瀬川沿い両側25mの区域）

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり10㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの1/2以内	建物の高さの1/2以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの1/2以内	建物の高さの1/2以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり7㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)

色彩基準

- ・1) R(赤)・YR(橙)系の色相 彩度10超
 - ・2) Y(黄)系の色相 彩度8超
 - ・3) その他の色相 彩度6超
 - ・1), 2) 及び3)の色相の使用面積を、広告物の表示面積の1/2以内とする
- ※写真・イラストを用いた広告物についても色彩基準への適合を求める。

② 道路軸制限区域（大阪外環状線沿道50mの区域）

地域区分	形式		非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり10㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は8m以内)	5m以内 (地上広告物は8m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内	1面あたり10㎡以内
		高さ	5m以内 (地上広告物は10m以内)	5m以内 (地上広告物は10m以内)
重点制限区域				

③ 高安・生駒眺望面型制限区域（大阪外環状線東側50mより東の区域）及び大和川眺望面型制限区域（大和川に沿った区域）

地域区分	形式	非自家用広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	規制なし
		高さ	5 m以内 (地上広告物は8 m以内)
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内（市街化調整区域） 規制なし（その他）
		高さ	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内
		よこ	建物の幅の範囲内
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内
		よこ	建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積	1面あたり7㎡以内
		高さ	5 m以内 (地上広告物は10 m以内)

制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域
一般制限区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専門地域 市街地調整区域
重点制限区域	第一種中高層専用住居地域 第二種中高層専用住居地域

■ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	1) 府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1. 2 m以内 ・横 0. 4 5 m以内 1) 以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2. 0 m以内 ・横 0. 5 m以内	・縦 1. 5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0. 4 5 m以内 ・横 0. 4 5 m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離 4. 5 m以上 (歩道上3. 0 m以上) ・電柱との間隔0. 1 5 m以内	地上から最下端までの距離 1. 2 m以上	地上から最下端までの距離 0. 7 m以上
提出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の対向面・歩道側面に限る。)
色彩等	1) 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物にあつては赤色、黄色その他のこれらに類する色以外の色 2) 蛍光塗料以外の塗料 ※1)、2)とも看板の場合に限っての制限		

【東大阪市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物 (景観形成重点地区を除く)		
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの	
市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる (上記以外) ・縦 壁面の高さの範囲内 ・横 壁面の幅の範囲内	景観形成重点地区内では、出入口の案内に必要な場合等、やむを得ないもののみ可	市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる (上記以外) ・縦 建造物の高さの2/3以内 ・横 建造物の幅の範囲内	同左	(巻き付けのみ) 電柱 1 本につき 1 個 (1 対) ・縦 1.5m 以内 ・横 電柱の円周の範囲内の長さ 地上から最下端までの距離 1.9m 以上 地色は、白色又は白色以外 の色で彩度が低いものであること。 けい光塗料以外の塗料	電柱 1 本につき 1 個 ・縦 2.0m 以内 ・横 0.5m 以内 大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては 縦 1.2m 以内 横 0.45m 以内 地上から最下端までの距離 4.5m 以上 電柱との間隔 0.15m 以内 地色は、白色又は白色以外 の色で彩度が低いものであること。 けい光塗料以外の塗料	
				停留所標識を利用する広告物		
				2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m 以内、横 0.45m 以内 地上から最下端までの距離 0.7m 以上 地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 けい光塗料以外の塗料		

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告 の 除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
特に基準はありませんが、地上からの高さを 5m 以内とお願いしております。	特に基準はありませんが、地上からの高さを 15m 以内とお願いしております。	市長が指定する道路から 500m までの地域のうち、これから展望できる範囲にある地域 ・府道大阪中央環状線 ・府道大阪生駒線 ・阪神高速東大阪線	自家用でない広告物で、壁面広告物または屋上広告物以外の広告物 【その他の広告物】の場合、用途地域及び道路からの距離によって区分あり。 (7㎡を超える自家用広告物及び自家用でない屋上・壁面広告物の場合には、面積の制限はありません。)	広告物の区分(自家用広告物かどうか)、用途地域及び道路からの距離によって禁止。	・壁面広告物または屋上広告物以外の広告物【その他の広告物】の場合、広告板は地上からの高さ 5m 以内、広告塔は 15m 以内 ・相互間距離の規定はありません	表示面積 7㎡以下

市役所本庁周辺景観形成重点地区の共通事項
・質の高い景観形成に資するものであること ・彩度の高い色彩（マンセル値：彩度 8 以上）を使用する場合は、その使用面積が広告物等の表示面積の 1/2 以下であること ・電力を使用する場合は、広告物もしくは広告内容が動くもの、点滅するもの、形状が変化するものでないこと ・集合看板は、1 建物、1 接道につき 1 個までとすること ・建物名は、壁面 1 面につき 2 個以下とすること

【寝屋川市】

1 重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止地域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
壁面広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1 m以内	
	道路への突出し	不可	
	掲出個数	原則、1 壁面につき1 個	
独立広告物	上端の高さ	地上から1 0 m以内	地上から5 m以内
	表示面積の合計	2 0 m ² 以内	1 0 m ² 以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2 以内	同左
	表示面積の合計	見附面積の1/1 0 以内	

2 制限緩和区域（近隣商業地域，商業地域 ※禁止地域及び指定区域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの2/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1. 5 m以内	
	道路への突出し	1 m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から1 5 m以内	同左
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの範囲内	同左

3 一般制限区域（禁止地域，指定区域，重点制限区域，制限緩和区域を除く区域）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの2/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1 m以内	
	道路への突出し	1 m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から1 5 m以内	地上から5 m以内
	表示面積の合計	4 0 m ² 以内	2 0 m ² 以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2 以内	同左

○ その他の共通基準等

- ✓ 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと
- 壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと
- 重点制限区域にあっては、光源が露出し、もしくは点滅するもの又は映像装置もしくはこれに類するものを使用しないこと。

○ 市内4駅周辺指定区域基準

区 分		寢屋川市駅 周辺指定区 域	寢屋川市駅 西側周辺指 定区域	香里園駅西 側周辺指定 区域	香里園駅東 側周辺指定 区域	萱島駅周辺 指定区域	寢屋川公園 駅周辺指定 区域	打上高塚町 周辺指定区 域
広告物の 形式・大きさ等								
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
	掲出個数	原則、1建築物につき1個						
壁面広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下			取付壁面の高さ以下			
	突出幅	取付壁面から1m以内			取付壁面から1m以内			
	道路への突出し				不可			
	提出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個以内			
独立広告物 ※自家用	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、10m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は20㎡以内						
※上段以外	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、5m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は10㎡以内						
塀及び柵（以下 「工作物等」とい う）に設置するも の	縦	工作物等の高さの1/2以内						
	表示面積の合計	表示される工作物等の見附面積の1/10以内						
色彩基準 （規制対象色）	彩度	赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）：6超　その他：4超						
	明度	3未満						
※自然素材の色彩 は除く	使用面積	上記対象色の使用面積の合計： 30/100以内			上記対象色の使用面積の合計：20/100以内			

○ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。

禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦 1. 2m以内 横 0. 45m以内	縦 1. 5m以内 横 電柱の円周の範囲内	縦 0. 45m以内 横 0. 45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離 4. 5m以上（歩道上3. 0m以上） 電柱との間隔 0. 15m以内	地上から最下端までの距離 1. 2m以上	地上から最下端までの距離 0. 7m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を防げないものである場合は、この限りでない。）	道路等の進行方向面に掲出しないこと
色彩等	✓ 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が3以下のもの。 停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ■ 蛍光塗料以外の塗料 ※ ✓■とも看板の場合に限っての制限		

【吹田市】

			重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
共通基準			①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと（重点制限区域に限る）。		
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 2/3以内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	壁面の 1/10以内	—	—
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内
	総表示	面積	1建築物につき 30㎡以内	1建築物につき 50㎡以内	—
(ウ)突出広告物			・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上） ・掲出個数：1建築物につき2個以内	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.5m以内 ・道路上へ 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）
(エ)地上設置型広告物	上端の高さ		地上から最上端までの距離10m以内	地上から最上端までの距離15m以内	地上から最上端までの距離15m以内
	一基当たり	面積の合計（各面）	20㎡以内	30㎡以内	40㎡以内
(オ)塀・柵その他の工作物に設置するもの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		表示面積	表示される面の面積の 1/2以内	—	—

許可区域名	該当する用途地域
重点制限区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
一般制限区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域
制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する 広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦：1.2m以内	縦：1.5m以内	縦：0.45m以内
	横：0.45m以内	横：電柱又は電話柱の円周の範囲内	横：0.45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離： 4.7m以上 (歩道上は3.0m以上) 電柱との間隔：0.15m以内	地上から最下端までの距離： 1.2m以上	地上から最下端までの距離：0.7m以上
掲出数	電柱又は電話柱1本につき1個	電柱又は電話柱1本につき1個	道路等の進行方向の正面に掲出ししないこと
色彩等	・地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下		・地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色（看板の場合に限る。）

車両を利用する広告物の許可基準

車両の種類	表示の方法	
電車	1車両当たりの表示面積： 8.0㎡未満	・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・車体各面の表示面積：4.0㎡以内
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	1車両当たりの表示面積： 4.0㎡未満	・側面：1.5㎡以内/1面、後面：1.7㎡以内 ・各面の掲出個数：2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないものとする
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	・消防車・救急車と紛らわしくないものとする	

広告景観特定地区（万博公園周辺地区）の許可基準

屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付面積の1/5以内
突出広告物	・上端は、取付壁面の高さを超えないこと ・取付壁面から1.5m以内 ・道路上へ1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	
地上設置型広告物	・地上から最上端までの距離15m以内 ・表示面積40㎡以内	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・工作物等の高さの範囲内	

【茨木市】

許可区域別の許可基準

			第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域
屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/5以内	建築物の高さの 1/5以内	建築物の高さの 1/3以内
		横	建築物の幅の範囲内		
		その他	外壁の延長面からの突出しがないものであること。		
壁面広告物	一基当たり	縦	取付壁面の高さの 1/2以内	取付壁面の高さの 1/2以内	取付壁面の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内		
		その他	取付壁面の側端からの突出しがないものであること。		
	総表示	面積	取付壁面の面積の 1/5以下	取付壁面の面積の 1/5以下	取付壁面の面積の 1/3以下
突出広告物			最上端が取付壁面又は面の最上端を超えないものであること。 突出幅が敷地境界から1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）		
地上広告物		高さ	地上から最上端までの距離10m以内	地上から最上端までの距離15m以内	地上から最上端までの距離15m以内
		面積	20㎡以下 （表示面が1面の場合は10㎡以下）	30㎡以下 （表示面が1面の場合は15㎡以下）	40㎡以下 （表示面が1面の場合は20㎡以下）
工作物利用広告物	総表示	表示面積	取付面の面積の 1/5以下	取付面の面積の 1/5以下	取付面の面積の 1/3以下
	1基当たり	その他	取付面の上端及び側端からの突出しがないものであること。		

備考

第1種許可区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域

第2種許可区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、準工業地域、工業地域、国道171号以南の市街化調整区域

第3種許可区域：商業地域、近隣商業地域

景観形成地区別の許可の上乗せ許可基準

全ての景観形成地区		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
屋上広告物	壁面広告物	全ての屋外広告物	全ての屋外広告物
1基あたり30㎡以下	壁面1面あたり30㎡以下	表示面の地色に使う色彩 色相R、YR、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	表示面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度6以下

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する場合の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦：1.2m以下	縦：1.5m以下	縦：0.45m以下
	横：0.45m以下	横：電柱又は電話柱の円周の範囲内	横：0.45m以下
掲出位置	地上から最下端までの距離： 4.7m以上 (歩道上は2.5m以上) 電柱との間隔：0.15m以下	地上から最下端までの距離： 1.2m以上	地上から最下端までの距離：0.7m以上
掲出数等	電柱又は電話柱1本につき1個まで	電柱又は電話柱1本につき1個まで	停留所標識1本につき2面まで（進行車両の非対抗面及び歩道側面に限る。）
色彩等	看板の場合に限り次の基準に適合するものであること。 (1) 地色は、白色又は白色以外の色で、彩度が3以下 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。		看板の場合に限り次の基準に適合するものであること。 (1) 地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。

車両を利用する場合の許可基準

車両の種類	大きさ	表示等の方法
電車	1車両当たりの表示面積： 8.0㎡未満	車体の窓又はドア等のガラス部分に表示等しないこと。 (市長が別に定める広告物等を除く) 車体各面の表示面積：1面当たり4.0㎡以下
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
路線バス	1車両当たりの表示面積： 4.0㎡未満	車体の窓又はドア等のガラス部分に表示等しないこと。 (市長が別に定める広告物等を除く) 側面：1面当たり1.5㎡以下、後面：1面当たり1.7㎡以下 各面の掲出個数：1面当たり2個まで 前面に表示しないこと 消防車・救急車と紛らわしくないものであること。
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
広告宣伝用自動車	消防車・救急車と紛らわしくないものであること。	